

第四十七号

徳島県都市公園条例の一部改正について

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例

徳島県都市公園条例（昭和三十二年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第三備考第四項中「の生徒」の下に「及びこれに準ずる者」を加える。

別表第四中「生徒」の下に「並びにこれらに準ずる者」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

学校教育法の一部が改正され、新たな学校の種類として、義務教育学校が設けられたことに鑑み、所要の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。